

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び  
効果に関する条例

平成 18 年 12 月 18 日 条例第 9 号

最終改正 平成 27 年 2 月 17 日 条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 4 項の規定に基づき、長崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手続及び効果)

第 2 条 長崎県内の地方公共団体から派遣された職員に対する懲戒の手続及び効果については、広域連合へ当該職員を派遣した当該地方公共団体の関係規定の定めるところによる。

2 前項に定める職員以外の広域連合の職員に対する懲戒の手続及び効果については、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和 26 年長崎県条例第 44 号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 17 日条例第 3 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。